工事設計図	新潟県土木部都市局営繕課

仕　様　書

Ⅰ　共通仕様

1.本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下「改修標仕」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房管庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下「標仕」という。）による。

2.改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
　(1)「工事請負契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。
　(2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。
　(3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。

3.次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。
　(1) １章　各章共通事項　１節　共通事項
　　　　1.1.2用語の定義の(ｱ)、(ｾ)及び(ﾅ)
　(2) 〃　1.4.2材料の品質等の(1)及び(2)
　(3) 〃　1.4.4材料の検査等の(1)
　(4) 〃　1.8.1工事検査の(2)及び(3)

4.改修標仕の次の項目の規定は適用しない。
　１章　1.1.2　用語の定義の(ﾆ)
　〃　1.8.2　技術検査

別　表（建築改修工事）

号	項　　目	置き換え後の改修標仕の規定
	１章　各章共通事項 １節　共通事項	
(1)	1.1.2　用語の定義	(ｱ)「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。
		(ｾ)「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう。
		(ﾅ)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 (ただし、②に係る検査を除く。) ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤必要があると認めたときの臨時検査(約款第50条)
(2)	1.4.2材料の品質等	(1)工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（一般社団法人公共建築協会）契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。
		(2)使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるＪＩＳ又はＪＡＳの材料で、ＪＩＳ又はＪＡＳのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。）は、この限りでない。 (ｱ)建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (ｲ)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品（特記で改修標仕及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (ｳ)特記により指定された材料又は製造者の製品
(3)	1.4.4　材料の検査等	(1)工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。 ただし、次の(ｱ)若しくは(ｲ)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (ｱ)工事完成検査時又は工事写真で、ＪＩＳ若しくはＪＡＳのマークを確認できる場合 (ｲ)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合
(4)	1.8.1　工事検査	(2)約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。
		(3)(1)の通知又は(2)の請求に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。

Ⅱ　特記仕様

1.項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
2.特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
　⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3.特記事項の記載の[. .]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　特記事項に記載の(. .)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
4.製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（ ）内は製品名を示す。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	1 工事実績情報システム（コリンズ）への登録	※請負工事費500万円以上の場合、登録する [1.1.4]
	2 情報共有システムの適用	共通事項特記１「請負工事における電子納品に関する特記仕様書」による。[1.1.5]
	3 遠隔臨場の適用	共通事項特記２「遠隔臨場に関する特記仕様書」による。[1.1.14]
	4 概成工期	※工期　令和　　年　　月　　日 [1.2.1]
	5 内部の工事期間等	※着手　令和　　年　月　日 ～ 終了　令和　　年　月　日 までとする。 ※部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。 ※次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。 ※外部足場組等の仮設工事 ※工場制作のための現場寸法調査
	6 品質計画等	建築基準法に基づき指定する条件 [1.2.2] ・地区の区分に応じた風速（Ｖo (m／sec)） ・３０ ・３２ ・地表面粗度区分　・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ ・多雪地域の指定　積雪区分　建告示第１４５５号　別表（　）
	7 工事の記録等	契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は「工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課）」による。[1.2.4]
	8 電気保安技術者	※要（　　　　　　　） [1.3.3]
	9 発生材の処理等	１０追加特記　７「発生材の処理等」による。[1.3.12]
	10 特別な材料の工法	改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。
	11 石綿含有建材の事前調査	９ 環境配慮改修工事　１「石綿含有建材の処理」による。[1.5.1]
	12 施工数量調査の方法	目視及び打診(必要に応じて破壊)による調査を行う。調査範囲及び調査内容は各章による。[1.6.2]
	13 技能士	[1.7.2]（下表）

13 技能士 [1.7.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・左官　・建築板金(内外装板金作業)
外壁改修工事	・左官　・ﾀｲﾙ張り　・塗装(建築塗装作業) ・樹脂接着剤注入施工
建具改修工事	・ｻｯｼ施工　・ｶﾞﾗｽ施工
内装改修工事	・建築大工　・左官　・表装(壁装作業) ・内装仕上げ施工（・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業　・鋼製下地工事作業）・ﾀｲﾙ張り
塗装改修工事	・塗装(建築塗装作業)
耐震改修工事	・とび　・型枠施工　・鉄筋施工
環境配慮改修工事	・防水施工(ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業)　・ｶﾞﾗｽ施工 ・造園
ﾌﾞﾛｯｸ、ALCﾊﾟﾈﾙ工事	・ﾌﾞﾛｯｸ建築　・ＡＬＣﾊﾟﾈﾙ施工
石工事	・石材施工(石張り作業)
	・

※ これにより難い場合は監督員と協議する。

章	項　目	特　記　事　項
1	14 見本施工	※実施する（　　　　　　） [1.7.5]
	15 化学物質の濃度測定	１０追加特記 ８「化学物質の濃度測定」による。[1.7.10]
	16 完成図等	※下記のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は、監督員の指示による。 提出部数等 (A3　部　ＣＡＤデータ) ・案内図及び配置図　・平面図　・立面図　・断面図 [1.9.1～1.9.3] ・仕上表　・建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。) ・その他監督員が指示した図面
	17 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	18 工事完成写真	工事履行後、整理のうえ監督員に提出する。　提出部数　部 同一箇所の改修前と改修後が比較出来るようにし、撮影箇所及び撮影方向が分かるキープランを添付する。
	19 工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領(令和5年版)による工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(令和5年版)」を参考に、監督員に提出する。 提出部数　部 印刷物若しくは電子データ（DVD 等のメディア）で提出する。
	20 設備工事との取合い	１０追加特記　６「工事区分表」による。
2 仮設工事	1 仮設建物等	現場事務所、倉庫等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。[1.3.5]
	2 工事用水	構内既存の施設　・利用できない　※利用できる（※有償　・無償） [1.3.5]
	3 工事用電力	構内既存の施設　・利用できない　※利用できる（※有償　・無償） [1.3.5]
	4 騒音・粉じん等の対策	・防音パネル　・防音シート [2.1.3] 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲：図示による
	5 足場	「手すり先行工法等に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づく足場の設置に当たっては、[2.2.1] 同ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの別紙１「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
	6 養生	既存部分の養生　※ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ、合板等 [2.3.1] 既存家具等の養生　※ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ等　・ [2.3.1] 備品等の移動 [2.3.1] ※監督員の指示による施設内移動とする。(対象備品の移動先は、図示による) ・行わない
	7 仮設間仕切り	仮設間仕切り等の種別 [2.3.2][表2.3.1]（下表）

7 仮設間仕切り　仮設間仕切り等の種別 [2.3.2][表2.3.1]

種 別	下 地	仕上げ材(厚さmm)	充填材(mm)	塗 装
・A種	※軽量鉄骨	※せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(※9.5　・　)	厚さ(　)	※無し ・片面・両面
※B種	・木造	・合板(※9　・　)		
・C種	単管	防炎シート		
・仮設扉	※木製扉	合板張り程度	・行う 厚さ(　)	※無し ・片面・両面
	・			

章	項　目	特　記　事　項
2	8 監督員事務所等	・監督員事務所　・10　・20　・35　・65　・　　㎡程度を設ける。[2.4.1] ・仮設事務所の中に監督員用空間を　㎡程度確保する。 ・監督員が使用できる備品として、下記のものを工事期間中現場に用意し、貸与する。 ・保護帽　ケ　・雨具　着　・長靴　足　・安全帯　組
3 防水改修工事	1 施工数量調査	[1.6.2] 下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。 調査範囲 屋根、庇等の防水改修工事の対象となる既存ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等 調査内容 ひび割れの幅及び長さを屋根面等に図示する。 浮き部分、欠損部を屋根面等に表示する。また、脆弱部を調査する。 部分的な水はけ不良部や勾配不良の箇所を屋根面等に表示する。
	2 防水の施工	※ 防水工事は、以下のいずれかの施工業者（元請業者又は一次下請業者に限る）による施工とする。 〇新潟県内に主たる事業所を置く事業者であり、かつ以下のいずれかの資格を有する者が所属している事業者。なお、当該資格を有する者が本工事の施工に関与することとする。契約後、証する資料の写しを提出し監督員の確認を受けること。 ・建築仕上げ改修施工管理技術者〔(一財)建築保全センター〕 ・防水施工管理技術者（Ｉ種）〔(一社)全国防水工事業協会〕 ・登録防水基幹技能者〔(一社)全国防水工事業協会〕 〇新潟県防水工事業協同組合員
	3 防水保証	・　提出しない ※「受注者」「一次下請業者」「補償団体・損保会社又は新潟県防水工事業協同組合」と３者連名の保証書を提出する。 ただし、これにより難い場合は監督員と協議すること。

工 法 種 別	施 工 箇 所	保 証 期 間
・　　　　工法		１０年間
・　　　　工法		１０年間
・　　　　工法		１０年間

※保証書の提出部数　正本 １部

4 アスファルト防水　[3.1.4][表3.1.1][3.3.3][表3.3.3～表3.3.10]

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水工法の種別	立上り部の保護工法
保護防水	・P1B		・B-1 ・B-2	・乾式保護材
	・P1BI		・BI-1・BI-2	・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え
	・P2AI		・AI-1・AI-2・AI-3	・ﾓﾙﾀﾙ押え
	・P2A		・A-1 ・A-2 ・A-3	・れんが押え
露出防水	・M4C		・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4	
	・M3D ・POD		・D-1 ・D-2	
	・PODI ・M3DI ・M4DI		・DI-1・DI-2 仕上げ塗料塗り ※有（・ｼﾙﾊﾞｰ ・ｶﾗｰ）	
屋内防水	・P1E ・P2E		・E-1 ・E-2	・保護層を設ける

仕上塗料の使用量は製造所の仕様による

立上り部の乾式保護材の材料 [3.3.2]

種　類		寸法(mm)：厚さ×幅	摘　要
・押出成型ｾﾒﾝﾄ板 (窯業系ﾊﾟﾈﾙ)	※Ｉ類 ・Ⅱ種	※15　× ・　×	・無石綿に限る
・金属複合板		※12　×	

・立上り部の保護材のれんが　※普通れんが(JIS R 1250)　・図示 [3.3.2]
・平場保護ｺﾝｸﾘｰﾄのこて仕上げの場合のｺﾝｸﾘｰﾄ仕上がりの平たんさ [3.3.5]
　・a種　・b種　・c種 [表8.1.5]
・立上り部への断熱材、絶縁用ｼｰﾄの設置（P1BI、P2AIの場合） [3.3.3]
・改修用ドレンの設置（POD、PODI工法の場合） [3.2.5]
・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（M4C工法、M4DI工法の場合） [3.2.6]
・屋上排水溝の設置 [3.3.5]

5 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水　[3.1.4][表3.1.1][3.4.2][3.4.3][表3.4.1～表3.4.3]

防水改修工法の種類		施工箇所	新規防水層の種別	シートの厚さ (mm)
密着工法	･M４ＡＳ		・AS-T1	下層用　※2.5以上　・
				上層用　※3.0以上　・
			・AS-T2	※4.0以上　・
			・AS-J2	※3.0以上　・
絶縁工法	･M３ＡＳ ･ＰＯＡＳ		・AS-T3	下層用　※1.5以上　・
				上層用　※3.0以上　・
			・AS-T4	※4.0以上　・
			・AS-J1	下層用　※1.5以上　・
				上層用　※2.0以上　・
			・AS-J3	※3.0以上　・
断熱工法	･M３ＡＳＩ ･M４ＡＳＩ ･ＰＯＡＳＩ		・ASI-T1	下層用　※1.5以上　・
				上層用　※3.0以上　・
			・ASI-J1	下層用　※1.5以上　・
				上層用　※2.0以上　・

仕上塗料の使用量は製造所の仕様による

・改修用ドレンの設置（POAS、POASI工法の場合） [3.2.5]
・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去（M4AS工法、M4ASI工法の場合）[3.2.6]
・［3.4.4］(1)～(6)まで以外の工法　※製造所の標準仕様　・図示 [3.4.4]

6 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水　[3.1.4][表3.1.1][3.2.5][3.5.2][3.5.3][表3.5.1～表3.5.3]

防水改修工法の種類		施 工 箇 所	新規防水層の種別(厚さ(mm))	備考 脱気装置	備考 改修用ﾄﾞﾚﾝ
・ＰＯＳ ・Ｓ４Ｓ			・S-F1(※1.2　・　) ・S-F2(※1.5　・　) ・S-M1(※1.5　・　) ・S-M2(※1.5　・　)	POS工法 ・設ける	POS工法 ・設ける
・Ｓ３Ｓ			・S-F1(※1.2　・　) ・S-F2(※1.5　・　)	・設ける	
・Ｍ４Ｓ			・S-M1(※1.5　・　) ・S-M2(※1.5　・　)		
断熱工法	・ＰＯＳＩ ・Ｓ４ＳＩ		・SI-F1(※1.2　・　) ・SI-F2(※1.5　・　) ・SI-M1(※1.5　・　) ・SI-M2(※1.5　・　)	POSI工法 ・設ける	POSI工法 ・設ける
	・Ｓ３ＳＩ		・SI-F1(※1.2　・　) ・SI-F2(※2.0　・　)	・設ける	
	・Ｍ４ＳＩ		・SI-M1(※1.5　・　) ・SI-M2(※1.5　・　)		
・Ｐ１Ｓ			・S-C1(※1.0　・　)		

仕上げ塗料塗り（S-F1,SI-F1,S-M1,SI-M1工法の場合）　・ｼﾙﾊﾞｰ　・ｶﾗｰ
新規防水層の使用分類　※非歩行　・軽歩行

仕上塗料の使用量は製造所の仕様による

・立上り部等の既存防水層、保護層の非撤去 [3.1.4]
　(S4S、M4S、S4SI、M4SI工法の場合)
・防湿層フィルムの設置（SI-M1、SI-M2工法 の場合） [3.5.3]
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ部材下地の目地処理 [3.5.4]
　(接着工法 S-F1、S-F2、SI-F1、SI-F2の場合)　※図示
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地の入隅部の増張り（S-F1、SI-F1工法の場合）※図示 [3.5.4]
・建築基準法に基づく風圧力に対応した工法の適用 [3.5.4]
　(機械的固定工法 S-M1、S-M2、SI-M1、SI-M2工法 の場合)
・立上り部の保護ﾓﾙﾀﾙ塗厚（S-C1工法の場合）：　mm [3.5.4]

7 断熱材の仕様

屋根保護又は屋根露出防水断熱工法の場合の材質　[3.3.2][3.3.4][3.4.2][3.5.2]

工　法	材　質
屋根保護防水断熱工法 (アスファルト防水)	・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付) (JIS A 9521 建築用断熱材)
屋根露出防水断熱工法 (アスファルト防水) (改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水) (合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水)	・ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材 ・押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材 ・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材（2種1号又は2号の場合、透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの） ・ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材 ・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材

断熱材の厚さ (mm)　※25　・

・ﾄﾞﾚﾝ回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 [3.3.4]
　(屋根露出防水絶縁断熱工法 DI-1、DI-2、ASI-T1、ASI-J1 の場合)　※図示

8 塗膜防水　[3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1～表3.6.3]

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別	仕上げ塗料塗り
・ＰＯＸ		※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H	・ｼﾙﾊﾞｰ ・ｶﾗｰ
・Ｌ４Ｘ		・X-1 ※X-2 ・X-1H ・X-2H	
・Ｐ１Ｙ		※Y-2	
・Ｐ２Ｙ		※Y-2	

仕上塗料の使用量は製造所の仕様による

・改修用ﾄﾞﾚﾝの設置（POX工法の場合） [3.2.5]
・既存塗膜防水層表面仕上げ塗装の除去（L4X工法の場合） [3.2.6]
・保護層の仕様（P1Y、P2Y工法の場合）　※図示 [3.6.3]

9 脱気装置　[3.3.3][表3.3.8][表3.3.9][3.4.3][表3.4.2][表3.4.3][3.5.3][3.6.3]

種　類	仕　様	材　料
・平面部脱気型	※製造所標準仕様（立上り型） ・	※ｱﾙﾐ鋳造製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製
・立上り部脱気型	※製造所標準仕様 ・	・

※設置数量は製造所指定数量による。

番号に〇印を付けたものを適用する。

変 更	発注者 新潟県土木部都市局営繕課	○ ○ ○ ○ 設 計 事 務 所	工事名称 ○○○○○○○○工事	図面番号 A-*
			図面名称 建築改修工事特記仕様書1　Ver.080401	縮尺 Free